

高石市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

有効求人倍率の低下・失業率の上昇など厳しい雇用環境にあることを踏まえ、大阪府や大阪労働局等と連携を密にして、雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

なお、本市におきましては、雇用の創出・産業振興及び地域経済の活性化を目的とする「高石市企業立地等促進条例」を制定しており、今後とも大阪府と連携を図りながら積極的に産業振興を進めてまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

雇用状況の改善については、大阪府や大阪労働局等と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

本市におきましては、高石市地域就労支援センターを設置し、若年者・高齢者・母子家庭の母・障害者等特に就労支援を必要としている人に対して、ハローワークをはじめとする様々な支援機関と連携を図りながらきめ細かく就労支援を行っており、一定の成果を上げております。今後もコーディネーターが核となりきめ細やかな支援を続けてまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

新たに施行された法令等の趣旨が徹底されるように、本市が発刊している「勤労者市民ニュース」などを活用し、周知を図ってまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度につきましては大阪府及び一部の市において導入されておりますが、本市の場合は、品質の確保や市内業者育成という観点から指名競争入札を実施しているところです。総合評価入札制度を実施する場合、技術や品質などで受注者を客観的に評価することには難しい面もあります。しかしながら、行政の福祉化の重要性に鑑み、現在「清掃業務に係る総合評価入札制度」の今年度末の制度化に向け検討を進めております。

また、受注業者等には、最低賃金額等のリーフレット配布や広報紙への掲載等により周知し、労働関係法令の遵守を図っているところです。

なお、ご指摘のリビングウエイジ額については、今後研究してまいりたいと考えております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

仕事と生活の調和に向けた取り組みは、子育て期・中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を築いていくために必要なものと考えておりますので、「勤労者市民ニュース」などを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市におきましては、堺・泉北臨海企業連絡会や大阪府・堺市と堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会を構成し、「新産業を創出し、環境と調和する“都市型スーパーコンビナート”」を将来像とする「堺・泉北ベイエリア新産業創生プログラム」を策定しております。

このプログラムに基づき様々な事業を展開しており、今後とも地域における企業間連携と産学連携に努めてまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市におきましては、「高石市企業立地等促進条例」を制定し企業誘致を促進しておりますが、今後ともより有効な企業誘致施策となるよう検討してまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本市におきましては市単独融資制度は実施しておりませんが、事業資金融資を受けている中小企業者の経営安定を図るため利子補給制度を実施しております。また、大阪府が実施する中小企業向け融資制度について、中小企業者のニーズに合った使いやすい融資制度となるよう、大阪府に対し要望を行ってまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

公共工事等が地域経済の活性化と密接な関係があることから、本市におきましては、従来より地元中小企業育成の観点に立ち官公需の地元中小企業への優先的発注を図ってきたところであり、今後とも受注機会の確保に努めてまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の振興や利益保護に向けて、下請二法などの内容を広報紙等で周知してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市はこれまで3次にわたる財政健全化を進め、平成20年2月に平成20年度から平成24年度までの5年間を期間とする「第4次高石市財政健全化計画案」を策定いたしました。

①財政健全化法の指標を基準値以内に収める、②土地開発公社の保有高の25%以上の削減、③

職員の退職の平準化後に経常的な歳出を経常的な歳入で賄える財政構造へ転換することを目標とし、「高石市の自立再生」に向けて取り組んでまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①②について、財政の健全化を進めつつ雇用の創出や産業振興等を図るための企業立地等促進に向けた取り組みをはじめ、就労支援などの相談事業についても各関係機関と連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。

また、市民の安心・安全を図るため民間建築物の耐震化を促進する支援策を検討するとともに、緊急時の避難場所となる小中学校の体育館等の耐震化を計画的に実施してまいります。

(2)③④について、「第4次財政健全化計画案」につきましては、毎年度その検証を行い、市民をはじめ職員とも情報を共有し、進行管理を行ってまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

大阪府において、市町村への権限移譲を含む“地方分権改革ビジョン”が検討されております。

今後の府と市町村との協議のなかで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という地方分権の基本理念の実現に向けた権限移譲を求めるとともに、必要となる人的支援・財政措置を求めてまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方財政は、過去の景気対策に伴う公債負担の増や、「三位一体改革」期間における地方交付税の大幅な削減等国の財政支出の圧縮により危機的事態に直面しております。このような状況のなかで、本市におきましても徹底した歳出削減と歳入の確保に努めながら、四次にわたる財政健全化に取り組んでおります。

しかしながら、「三位一体改革」で行われた地方への税源移譲の財源は国庫補助負担金の引き

下げによるものが大半であり、地方の自主性を拡大するという改革本来の理念・趣旨から見て極めて不十分であると認識しております。

今後とも、国に対して地方へのさらなる税源移譲と国庫補助負担金の一般財源化、地方交付税の安定的な財源確保等、地方財政基盤の充実・強化を強く要望していくとともに、大阪府に対しましても、国に対し強く働きかけられるよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市は泉州二次医療圏に属し、6病院群輪番制等により救急患者の入院医療を担当する二次救急医療体制等、市町域を超える体制整備を進めるとともに、専門外来の受診を必要とする場合も原則としてサービスを提供できるように努めています。また、小児初期救急の安定した体制を整備する必要性から、本圏域内に小児初期救急として一定の役割を担える体制を備えた泉州北部小児初期救急広域診療所を2007年11月に開設し、運営を行っているところです。

本市におきましても、休日診療（日曜・祝日・年末年始（内科・小児科・歯科））を高石市立診療センターで実施しております。

今後、より一層大阪府及び泉州医療圏の医療機関・消防機関・行政機関による支援体制の確立を図っていくとともに、地域団体等と連携し円滑に提供できる医療体制の整備に努めてまいります。

医師不足の問題については、国会において医療制度改革関連法案の成立に伴う附帯決議として、産科・小児科等の医師不足への対応、地域連携クリティカルパスの普及等を通じた連携体制の確立などの医療計画制度の見直し等が決議され、また、厚生労働省では、医師の需給について労働時間等の実態も含めた調査・検討会を設置してその対応策について検討がなされており、今後の国の動向や対策を、大阪府の取り組みにあわせ市としても取り組んでいかなければならないと考えています。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護サービスの質の向上と介護従事者の資質の向上は一体的なものであり、専門性の高い人材

を確保するためにも、介護サービス提供事業者は職場環境の改善に努め研修の充実を図ることが重要となっています。労働基準法等の労働関係法規の遵守はもちろんのこと、広域的な事業者の指定権限を有する大阪府に対して事業者指導等を通じた指導を要請するとともに、本市における地域密着型サービス事業者についても、地域密着型連絡会や実地指導の際に指導を行ってまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法によるサービスの利用者負担軽減措置の継続や恒久化等について、大阪府市長会を通じまして、国に対し要望してきたところです。今後とも引き続き、障害者の負担が過重にならないよう、法に基づく軽減制度の充実につつまして、国へ要望してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルス対策につきましては、自殺予防の取り組みの一環として駅頭啓発等を行っておりますが、今後、大阪府と連携し取り組みを強化してまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生き育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市におきましては、年度当初には待機児童は発生しておりませんが、平成21年度の公立保育所1ヶ所の民間への移管に伴い、入所定員を現在の120名から140名に拡大し、子育て支援を行ってまいります。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

平成21年度に民間へ移管する市立保育所におきまして、21時までの延長保育を実施し、一時保育及び休日保育についても実施時期について検討してまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

現在、市内2ヶ所の保育所で地域子育て支援センターを設置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

平成21年度からは、地域子育て支援センターを、子育て支援を必要とする家庭等のため、公民館・公園等の公共施設等に出向いて親子交流や子育てサークルの援助等の地域支援活動を実施する地域子育て支援拠点事業に移行するとともに、3ヶ所での実施に向けた検討を進めております。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

朝・夕勤務のパート保育士及び産休・育休・療休代替の保育士等、臨時的に必要となる職員以外は可能な限り正規職員で対応するものと考えております。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置については、平成17年度から大阪府の「学校安全緊急対策事業」の補助制度を活用して実施しております。また、平成18年度からは、学童保育（あおぞら児童会）を利用する児童の安全を確保するため警備員の配置時間を延長し、土曜日・創立記念日・3季休業日・学校代休日についても警備員を配置いたしております。本事業に係る補助制度は、平成21年度から学校安全交付金となりますが、本市といたしましては、本事業の重要性を鑑み、今後ともできる限り事業を継続してまいりたいと考えております。

また、放課後や休日における子どもの安全な居場所づくりについては、平成19年度に厚生労働省と文部科学省の連携による放課後子どもプランが創設されました。

本市におきましては、従来からすべての市立小学校において学童保育を実施しており、さらに平成19年度からは「大阪元気広場推進事業」を実施しております。今後はさらに他の小学校においても順次開設し、平成21年度中には全小学校に開設できるように努めてまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労

働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小・中学校におきまして、「社会」「道徳」等で、その発達段階に応じて働くことの意義や社会を担うことの重要性を指導しており、「ものづくり教育」につきましては、各教科に体験的な学習を取り入れ、ものづくりの楽しさ・素晴らしさ・重要性の意識を培っていくよう指導しております。今後、地域や事業所の方と連携し、働く人の話や職場体験をより進めてまいりたいと考えております。

なお、小学校1・2年生における35人学級編制は実施しているところであり、さらなる拡大を府に要望しております。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市におきましては、児童虐待防止連絡会を設置し児童虐待防止対策に取り組んでおりますが、平成21年4月を目途に、児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会へと移行し、児童虐待防止体制の整備や一層の機能強化を図ります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

配偶者や恋人からの暴力など、女性に対する暴力を根絶するためには、性差別意識や男女の社会的地位の格差を解消することが必要であると認識し、男女共同参画施策の推進に努めております。

本市におきましては、配偶者暴力防止法の改正時に広報紙を通じてその概要を周知したのをはじめ、昨年11月には、配偶者や恋人からの暴力についての正しい認識を深めることを目的に「女性に対する暴力を防止する啓発パネル展示」を行いました。

相談につきましては、人権相談事業での対応や専門のフェミニストカウンセラーによる女性相談事業により、配偶者からの暴力に悩む女性のカウンセリング等を行っており、広報紙やホーム

ページをはじめチラシやポスター等で広く周知しております。

配偶者暴力防止法の改正による市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、今後関係機関との連携を密にし調査・研究に努めてまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市におきましては、平成18年度に「高石市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の効果的な推進を図るため、高石市男女共同参画推進本部を核とした取り組みを進めてまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市におきましては、「高石市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市のすべての事務事業における温暖化防止対策（エコオフィス）の推進による二酸化炭素の排出削減に努めております。今後、庁舎管理の見直しや公用車の使用削減等を中心としたさらなる排出抑制に向けた取り組みを行ってまいります。

市民啓発につきましては、広報紙等における「アイドリングストップ」や「ノーマイカーデー」等への啓発を充実させるとともに、大阪府等関係機関と連携を図りながら環境月間や街頭キャンペーン等での幅広い啓発活動に努めてまいります。

(2) リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を早期に全国平均並み（19.0%）にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

ごみの減量化・分別収集の徹底につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」を定め、ごみの発生抑制及び可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ等の分別収集に努めております。

ごみのリサイクル率は、平成19年度実績で13.2%となっておりますが、今後も引き続き、ごみの減量化・分別収集の徹底を進め、リサイクル率の向上に努めてまいりますとともに、食品廃棄物の有効活用について、府内市町村の動向等を踏まえて調査検討してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市におきましては、19ヶ所の指定避難所、2ヶ所の津波緊急避難所を確保しており、誘導標識につきましても必要な設置を行っておりますが、より確実に避難所への誘導が行えるよう、誘導標識の設置数について検討を進めてまいります。

なお、緊急医療体制の整備につきましては、高石市医師会や災害時協力病院との連携強化に努めてまいります。

また、土石流を含めた土砂災害につきましては、本市域には該当箇所がありませんが、海岸の整備につきましては、大阪府・漁業協同組合・ブース所有企業等関係団体との連携強化に努めてまいります。

大規模災害に備えての河川改修工事につきましては、本市を流れる河川のうち処理能力において最も災害の危険性の高い芦田川において、現在大阪府が事業主体となり二級河川芦田川の改修工事を行っているところであり、百年に一度の大雨にも対応し得る河川として平成24年度末完成を目標に工事が進められています。また、本工事の進捗にあわせて、芦田川がより安全で親しみやすい水辺空間として広く市民に利用していただけるよう「ふるさとの川整備事業」を平成26年度末完成を目標に実施してまいります。

公立学校の耐震化につきましては、平成19年8月に「高石市学校教育施設耐震化計画」を策定し、災害時の避難場所を確保するという観点から、平成22年度までにすべての屋内運動場について、他の学校施設については平成27年度までに耐震化工事を完了させることとし、取り組みを進めてまいりました。平成20年度に地震防災対策特別措置法の改正や国における補正予算措置が講じられたことなどを踏まえ、これらの支援措置を最大限に活用し、平成21年度に10棟の屋内運動場及び校舎について耐震補強工事を実施するとともに、すべての校舎の第2次耐震診断を完了させることで耐震補強工事年度が確定していない棟についての工事年度を確定させ、早期に耐震化率100%を達成するため取り組みを進めております。

なお、震災に強いまちづくりをめざす施策の一環として、現行の耐震基準以前に建てられた民間木造建築物につきましては、平成19年度より耐震診断補助制度を実施しているところであり、現在、耐震改修補助制度の早期導入に向け前向きに検討を進めております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

地域の方やPTAが中心となった各校区の「子どもの安全見守り隊」活動や教育委員会における「青色回転灯パトロール」等を行っております。

また、保護者・地域・学校が連携して安全対策を推進していくため、情報交換や関係者の連携に向けて連絡会や研修会を実施しております。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進むなかで、消費者と生産者を結び付ける地産地消への期待が高まっています。地産地消は、地元農産物の消費拡大や営農意欲の向上を通じて、食糧自給率の向上にも寄与する重要な取り組みであると考えております。本市といたしましては、大阪府やJAとの連携を図りながら、地産地消の推進に努めてまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

本市におきましては、市長を本部長とする同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求推進本部の設置や、高石市人権協会会長を委員長とする同和問題（部落解放）・人権政策確立要求高石市実行委員会を設置するなど、人権啓発・人権教育への取り組みをはじめとする様々な人権政策を展開してまいりました。

人権侵害救済法の制定実現につきましては、2002年当時、国で審議中の「人権擁護法案」の早期成立を内閣総理大臣に要望いたしました。また、同和問題（部落解放）・人権政策確立要求高石市実行委員会からは、今日まで数度にわたり本市議会に対して「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」の採択が要望されております。

今後とも、大阪府・各市町村及び市長会ならびに同和問題（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会と連携を図りながら、人権侵害救済法の早期制定に向け、国へ働きかけてまいるとともに、様々な人権啓発活動を強化してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施

策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市におきましても、世界恒久平和・核兵器廃絶を訴えるため、昭和59年9月議会におきまして、「非核平和都市宣言」を行うとともに、日本非核宣言自治体協議会にも加盟し、核兵器の廃絶と戦争のない世界の構築に努めているところです。

また、非核平和施策の一環といたしまして、毎年8月上旬に、市内小中学校の生徒・児童や幼稚園園児また市民から寄せられた平和ハガキの展示ならびに被爆・空襲などの写真パネルを展示した「非核平和展」を開催するとともに、懸垂幕の掲示、市民団体の平和行進などに対する激励、メッセージの手交、平和関係機関との連携を深めてまいりました。

今後ともこのような事業の取り組みを一層拡充するとともに、地域に根ざした様々な平和啓発活動を積極的に推進してまいります。